

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額贈与の供与期限 (注2)	署名日署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日告示番号 (注4)
エチオピア	南部諸民族州リフトバレー地域給水計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	南部諸民族州リフトバレー地域給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,324,000千円 H30.8.31まで	H27.3.19 アディスアベバで (同日)	日本側 鈴木重博在エチオピア大使 側 アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣	H27.3.31 93号
エチオピア	幹線道路軸重計整備計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	幹線道路軸重計整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	597,000千円 H31.2.28まで	H27.4.17 アディスアベバで (同日)	日本側 鈴木重博在エチオピア大使 側 アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣	H27.4.30 144号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。